破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３６号
函館市小安町492番地
債務者　伊倉　昭仁
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４２号
函館市上湯川町４番33―107号
債務者　山口　美幸
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４５号
北海道松前郡松前町字大磯111番地
債務者　吉崎　　隆
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４６号
北海道松前郡松前町字大磯111番地
債務者　吉崎　京子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第５１８５号
大阪市生野区巽東４丁目１番16号ＹＯＵハイム東巽　302号
債務者　佐藤　駿一
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５５号
大阪市東淀川区豊里４丁目10番14号　第一西田ハイツ101号
債務者　朝尾さゆみ
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５０号
大阪市住吉区苅田９丁目10番１―102号、前住所大阪市住吉区長居東２丁目７番２―906号
債務者　山下　榮一
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５５号
大阪市浪速区恵美須西１丁目２番16―603号
債務者　柴下　裕治
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５８号
大阪市中央区常盤町２丁目２番17―1001号
債務者　長濵　真弓
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５号
埼玉県熊谷市石原２丁目14番地１　ビレッタ熊谷806
債務者　鶴田　　豊
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２５５号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井４丁目４番297
債務者　青木　友哉
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３００号
千葉県佐倉市鏑木町1161番地５　902号
債務者　石山　祐子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１８号
千葉県成田市本城118番地15（スカイパークⅠ　201）
債務者　木村　雅子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２５号
千葉県白井市清水口３丁目11番５号
債務者　南　　雄悟
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２９号
千葉県八街市八街ほ728番地235
債務者　福田　宏美
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３１号
千葉県富里市七栄651番地305
債務者　川野　　望
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２号
岡山県倉敷市玉島乙島6634番地３　Ｂ―202
債務者　柳川　　厚
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
岡山県倉敷市宮前419番地83サントメール倉敷Ａ号
債務者　佐々野一休
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係